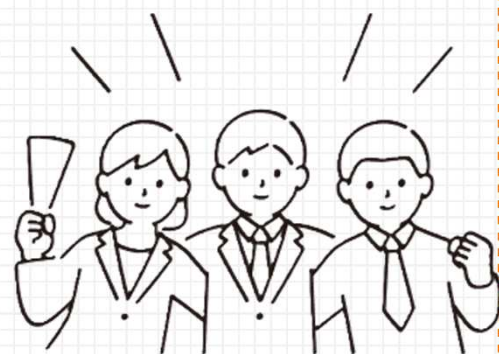
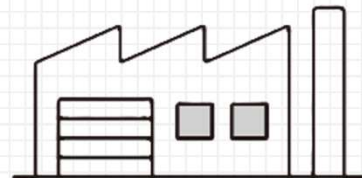
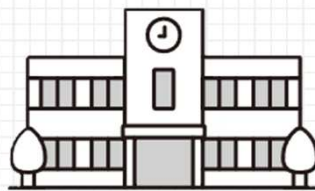
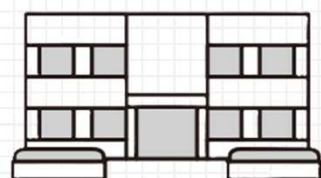


2026名古屋スポーツ推進企業

募集要項



名古屋市が従業員に運動・スポーツの機会を提供する企業の取組を認定・顕彰します



2026年 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会 開催



名古屋市
City of NAGOYA

事業趣旨

本市は、第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の開催都市として、スポーツ（障害者スポーツを含む。）の振興を積極的に図っており、「第3期名古屋市スポーツ推進計画」において、20歳以上の市民が週1回以上スポーツを行う割合をスポーツ実施率（以下「実施率」という。）とし、市民全体70%、障害者40%とする目標を掲げて事業に取り組んでいます。

現状の実施率は、市民全体59.3%、障害者40.8%となっており、市民全体で11.7ポイントの不足、障害者は目標を達成しているものの一層の実施率向上をめざしていく必要があります。また、実施率を年齢別にみると、特に30歳代・40歳代の実施率が、他の年代に比べて低く、「働き世代」への運動スポーツへの参画や習慣化が大きな課題となっています。

そこで、本市は、第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の開催を機に、2026年度より、課題解決及び実施率を向上させるため、企業が従業員に対して行った運動・スポーツの取組を募集し、本市が認定・顕彰する「名古屋スポーツ推進企業認定・顕彰事業」を新たに開始します。

当該事業で認定された取組は、本市が協力を行うとともに、ロゴマークなど、地元の認定企業が宣伝・PRにご活用いただくことで相互に協力し、ひいては、認定企業間においてもスポーツネットワークを形成し、スポーツを起点に、官民一体となり、スポーツを活かしたまちづくりを推進するものです。

【参考】実施率の年齢構成（名古屋市調査）

Q あなたは、健康づくりのために意識的に行う運動・スポーツを種類に関係なく合わせて1週間に1回以上行っていますか。

市民全体の実施率 **59.3%**

（単位：人）

区分	回答数	はい	いいえ	無回答
18～29歳	100(100%)	59(59.0%)	40(40.0%)	1(1.0%)
30歳代	123(100%)	62(50.4%)	60(48.8%)	1(0.8%)
40歳代	165(100%)	83(50.3%)	80(48.5%)	2(1.2%)
50歳代	255(100%)	143(56.1%)	108(42.4%)	4(1.6%)
60歳代	239(100%)	149(62.3%)	85(35.6%)	5(2.1%)
70歳以上	378(100%)	253(66.9%)	109(28.8%)	16(4.2%)

出典：令和7年度名古屋市総合計画2028成果指標に関するアンケート調査

アンケート調査から30歳代・40歳代のスポーツ実施率が他の年代に比べて低い

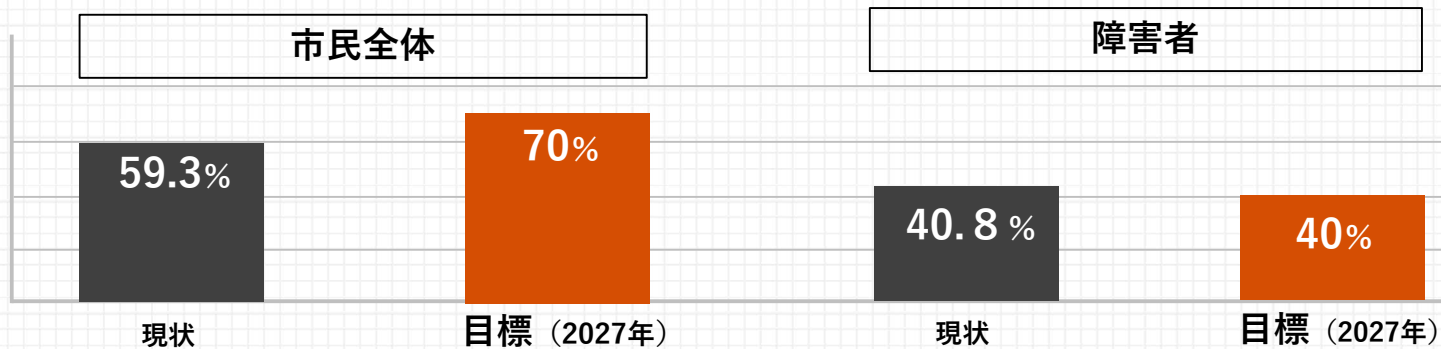
全国調査によれば

- (1) スポーツへの参画の仕方により、幸福感に差があり、複合的な参画ほど、幸福感が高まる傾向がみられ、「する・みる・ささえる」すべてに参画した者は、日常生活の幸福感（7.7点／10点満点）が最も高く、勤務先で運動・スポーツを活用した取組がなされている者の充実感と幸福感は7.3点（10点満点）で、取組がなされていない者の得点を上回っている
- (2) **職場における取組の有無がスポーツ実施に大きく関係している**
- (3) 障害のある人にとって「運動・スポーツが何をもたらすか。」を聞いたところ、健康・体力の保持増進（56.9%）が最も高く、精神的な充足感（31.8%）、リラックス・癒し・爽快感（20.8%）、人と人との交流（20.5%）の順であった

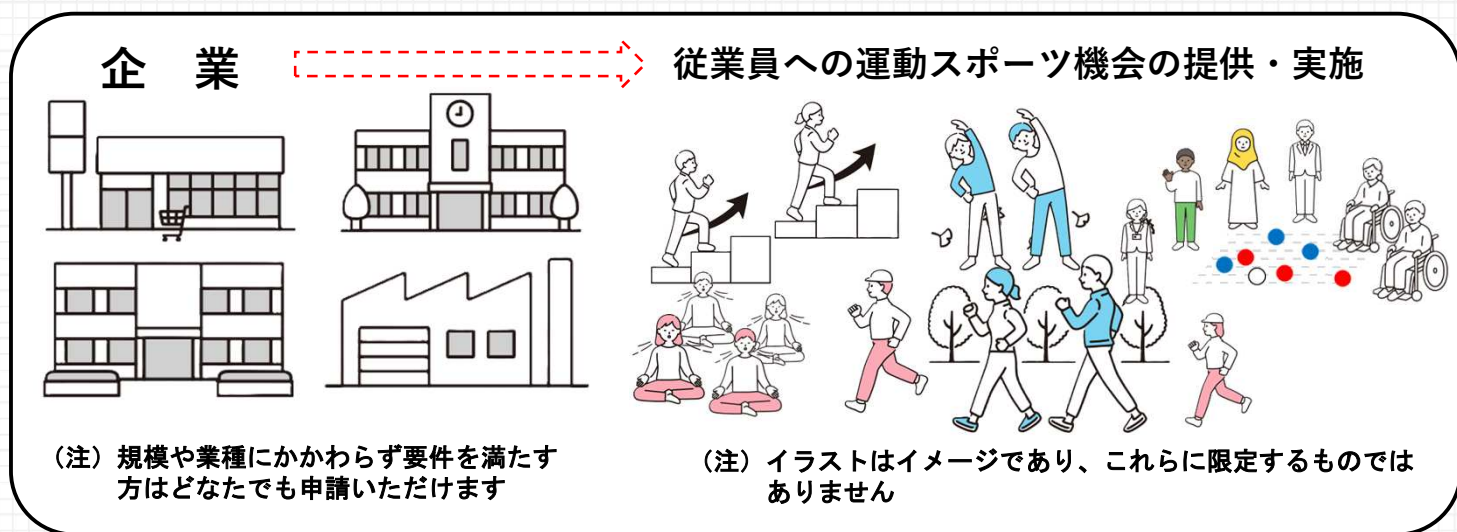
障害のあるなしに関わらず、運動・スポーツと日常生活との関係は、健康・体力づくりにとどまらず、幸福感や充足感、爽快感などの精神的効果が享受

目標

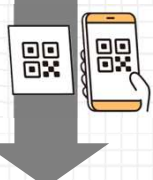
20歳以上の市民が週1回以上スポーツを行う割合



事業イメージ



2026名古屋スポーツ推進企業
認定申請



認定証の交付



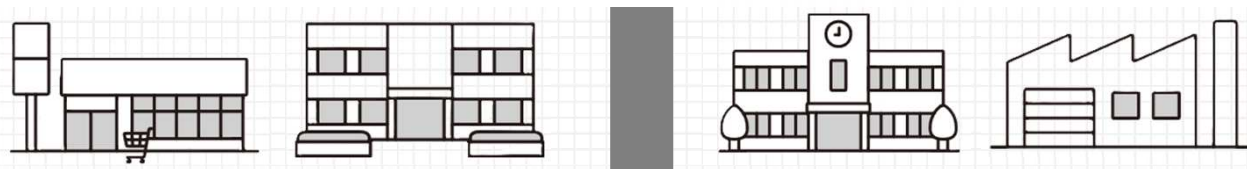
認定事業
(P6)

審査

名古屋市

認定

2026名古屋スポーツ推進企業



モデルとなる取組やユニーク取組などを審査・選定

顕彰事業
(P8)

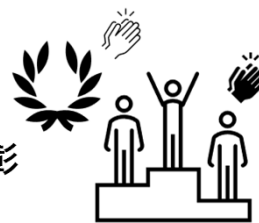
発表会・表彰式



取組の発表
(審査講評)



取組の表彰



○取組の横展開
○スポーツの
継続・習慣化

事業内容

事業名 名古屋スポーツ推進企業認定・顕彰事業

主体 名古屋市（事務局：スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興課）

対象者

- ① 名古屋市に本社又は事業所を置く株式会社、有限会社、合名・合資・合同会社
- ② 名古屋市に所在する国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、国又は県の機関
- ③ 名古屋市内を拠点として活動する設立登記のある法人【例】社団法人、財団法人、社会福祉法人など

※各店舗等の単位での申請も可能です

認定する取組

従業員を対象に行った運動・スポーツの取組

（ただし、大学法人や学校法人にあつては、従業員のほか**学生を対象とした取組を含みます。**）

募集期間

2028年1月12日まで ※2026年1月1日から12月31日までに実施された取組が対象となります。

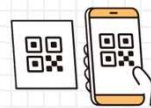
申請方法

申請フォーム



指定の申請フォーム（LOGOフォーム）より申請してください。

申請にあつては、応募フォームに、会社の概要がわかるもの（会社案内やパンフレットなど）を添付してください。



ロゴマーク



認定企業には、本市からロゴマークのデータを無償提供します。

自社のウェブサイトや広報誌など、幅広くご活用ください。

詳しい使用方法などについては、「名古屋スポーツ推進企業デザインガイドライン（別冊）」をご確認ください。

事業の位置づけ

区分	説明	主な事業
主催事業	本市が主催又は共催するスポーツ事業	<ul style="list-style-type: none">・中部電力パワーグリッドなごや市民スポーツ祭・名古屋市障害者スポーツ大会・はじめよう！つづけよう！スポーティブライフ in瑞穂・女性レクリエーションバレーボール大会・レクリエーションインディアカ大会・グラウンドゴルフ大会 など
後援・協力事業	スポーツ団体等が主催する事業で、本市が後援名義等を承認したもの	<ul style="list-style-type: none">・〇〇競技大会 など
連携事業	スポーツ推進企業認定・顕彰事業（新規）	企業（実施主体）が従業員を対象に実施する運動スポーツの取組を市が認定・顕彰する各種事業

本事業に参加するメリット

企業が、自社の従業員に対し**運動・スポーツを活用する**ことで、主に、次のようなメリットが考えられます。

1 従業員の健康づくりや体力づくりに役立ちます

労働力人口の減少が見込まれる中、一人ひとりの従業員にかかる日々の体調管理や健康維持は、ますます重要性を増してきます。

過度な運動・スポーツはもちろん禁物ですが、適度な運動スポーツを取り入れることは、身体的・精神的にも良い効果が見込まれます。

また、従業員が、一人では運動・スポーツに取り組む意欲がわかなくても、企業、事業所又はキャンパスなどを単位として、複数人で取り組むことで、従業員が自然と取組意欲がわくことや運動習慣を身につけたりすることも期待できます。

2 従業員間や部署間での交流やコミュニケーションに役立ちます

社内で業務を遂行するときに、従業員の間や普段はあまり付き合いのない部署同士の間でコミュニケーションを図るときなど、苦勞されていることはないでしょうか。

人と人とのつながりや円滑なコミュニケーションを図る手段・きっかけとして、運動・スポーツは役立ちます。

一例として **ユニバーサルスポーツ**のように、従来の競技スポーツの発想にとらわれない柔軟な考え方で、場所や道具を工夫し、だれもが気軽に参加でき、楽しめるものは、短時間であっても実践してみると互いの距離感が自然と縮まり、コミュニケーション手段や研修のアイスブレイクとしても有効活用ができます。

また、障害のある方も一緒に参加すれば、障害のある方への声のかけ方や配慮などを、運動・スポーツを通じて学ぶことができ、接客や応対など、普段の業務にも活かせます。

3 軽運動やレク時間を取り入れることで業務の生産性向上や業務の質向上に役立ちます

人の集中力が保持できる時間は、さまざまな研究をみると、長くてもせいぜい90分程度が限界とされており、仕事の合間に、適度な休息をはさむことは、業務効率や質を高めることが期待できます。

たとえば、**座ったままでできる体操やヨガなど軽運動を合間に取り入れる**ことで、リラクゼーション効果が生まれ、また、企業によっては、オリジナルプログラムをつくり、全員で取り組むことで、運動・スポーツを通じて社内の一体感が醸成されることも期待できます。

工夫の仕方によっては、情報機器の活用により、オンライン上でテレワークの方は在宅で、外出中の方は、出先でのすきま時間に一緒に取り組むことも考えられます。

★ユニバーサルスポーツとは



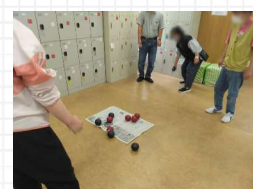
オフィスでポッチャ



長机で卓球バレー



座ったまま
ボール運動



更衣場所で
新聞紙ポッチャ

年齢、性別、障害の有無やスポーツの得意・不得意等に関わらず、その場にいる誰もが一緒に楽しめるスポーツで、既存のスポーツのルールや用具を修正したり、変えたり、場合によっては新しくつくるなどの対応を行います。

誰もが一緒に参加できるスポーツであることや参加した人たち全ての人に勝者になる可能性があることを持ち合わせていることが特徴です。

本市では、実施にあたりハードルが低く、工夫次第で**親子や職場でも取り組みが可能であるユニバーサルスポーツの普及を行う**ことで、身近な場所でスポーツに気軽に親しめる機会を作り、20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率の向上をめざします。

趣旨

対象期間内に取組を行い、申請をいただいた方について、審査の上、認定を行います。
認定企業には、本市が**2026名古屋スポーツ推進企業認定証**を交付します。

協力内容

2026名古屋スポーツ推進認定企業には、次のとおり、協力を行います。

(1) 広報協力

- ① 市のウェブサイトをはじめ広報媒体で企業名や取組などを公開しPRします。
- ② ロゴマークを無償で使用できます。

※**2026名古屋スポーツ推進企業**を標ぼういただくことも可能です。

なお、ロゴマークや標ぼうの基本的な使用方法については、「名古屋スポーツ推進企業デザインガイドライン（別冊）」をご確認ください。

(2) 情報提供

スポーツ振興・障害者スポーツ振興に向けて、本市、関係団体などにかかわる「する」「みる」「ささえる」スポーツの各種情報を、電子メールで随時提供し、従業員が継続して運動スポーツに参画できる機会を提供します。

また、認定企業において、別途、次に掲げるような取組を検討されているときは、内容によって、本市が各種団体をご紹介・ご案内することも可能です。

- ① 地域貢献の一環（営利を目的とした取組や自社製品の販売促進や効果・効能などのモニタリングを目的とした取組等は除く。）として行う運動スポーツの取組
- ② 従業員の障害者への理解促進や啓発を目的として行う運動スポーツの取組

※ただし、認定企業の自発的な取組となりますので、当該団体とのマッチングや当日運営など、本市が支援・協力は行いません。また、本市は当該取組に対する責任は一切負いませんので、ご注意ください。

取組場所

原則として名古屋市内で行う運動・スポーツを対象とします。

また、本事業の趣旨に則り、事業所、作業所、オフィス内など、企業・従業員ともに、無理なく継続して続けられる取組・場所での運動スポーツを推奨します。

審査方法

本市が書類審査を行い、認定します。

- ① 審査・認定にあたり、取組内容などについて、本市がヒアリングをさせていただく場合があります。
- ② 申請から認定証の交付までの目安として1か月程度を要します。あらかじめご了承ください。

認定基準

本事業の認定基準は、次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。申請前に必ずご確認ください。

- ① 企業が従業員に運動・スポーツ機会を提供するものであること
- ② 従業員等の運動・スポーツへの興味関心を喚起し、継続したスポーツへの参画機会又はスポーツ実施率の向上等の効果が見込める取組であること
- ③ 特定の従業員等に偏らず、企業として推進している取組であること
- ④ 過剰な競争を煽り、又は特定の者を差別若しくは排斥する意図がない取組であること
- ⑤ 企業の代表者の理解を得て、内部の取組が明確化されていること
- ⑥ 取組が企業内で周知され、取組実績があること
- ⑦ 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- ⑧ 法令違反がなく、公序良俗に反する取組でないこと
- ⑨ 政治、宗教等の思想・立場から中立的な取組であること（特定の公職者（立候補者を含む。）や政党を推薦、支持又は反対することを目的としていないこと）
- ⑩ 暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団等に該当する者がいないこと（暴力団、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと）

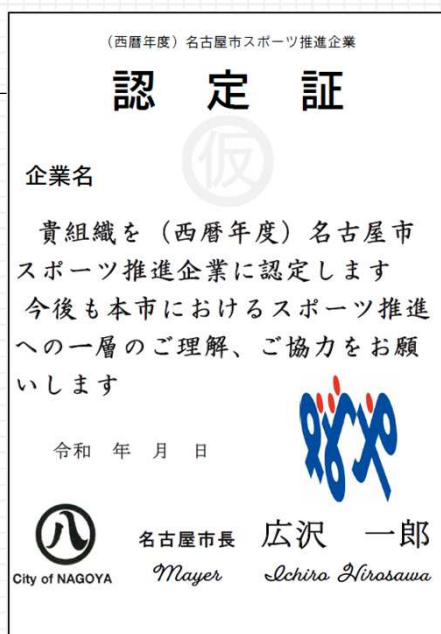
認定取消

認定された企業であっても、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、本市は認定を取り消し、**2026名古屋スポーツ推進企業認定証**を返却いただきます。

- ① 申請内容が虚偽又は不正の手段により認定されたとき
- ② 認定された取組が、法令に違反した行為であって、その違法性が社会的に認められたとき
- ③ 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年条例第61号）その他障害者に係る関係法令において重大な差別又は違反が認められる取組であったとき
- ④ 認定団体が、暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団等に該当するに至ったとき（暴力団、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体であると判明したとき）
- ⑤ その他認定された取組が、法令又は社会通念上、市が認定を維持するにふさわしくないと判断されるに至ったとき

認定証

2026名古屋スポーツ推進企業認定証（イメージ）



趣旨

2026名古屋スポーツ推進企業として認定された方を対象に、本市が特徴的な取組を選定し、別途、発表会・表彰式を行い顕彰します。

これは、取組の優劣を決定するものではありません。

本市がモデルとなる取組を顕彰し、お知らせすることで、互いにスポーツへの関心を高め合い、他の認定企業への横展開や本市のさらなるスポーツ振興を促進させるものです。

表彰部門



大賞

本市が、他企業への波及や事業趣旨の高い水準での達成が特に期待できる取組に「大賞」を授与します。



ユニバーサルスポーツ賞

本市が推進するユニバーサルスポーツの普及に、特に顕著な貢献が認められる取組に、「ユニバーサルスポーツ賞」を授与します。



特別賞

本市が進めるスポーツ事業との親和性が高い特徴的な取組などに「特別賞」を授与します。

審査方法

- ・本市の審議会（名古屋市スポーツ推進審議会）で審査し、表彰候補者を選定します。
- ・各表彰部門のいずれも「該当者なし」の場合があります。
- ・表彰候補者となった認定企業には、本市から2月中旬を目途に個別にお知らせしますが、指定する期日までに、連絡がつかないとき又は表彰授与の意思表示がなされないときは「辞退」とみなすことがあります。
- ・表彰授与の意思表示がある認定企業には、表彰を辞退する場合を除き、市が行う「発表会・表彰式（仮称）」における発表資料の作成を、別途、お願いさせていただきます。

発表会・表彰式

表彰候補者となった認定企業は、次のとおり、「発表会・表彰式（仮称）」を行いますので、ご参加ください。なお、現時点での予定であり、予告なく変更となる場合があります。

- ・開催日：2027年3月24日（予定）
- ・場 所：名古屋市公館（名古屋市中区三の丸三丁目2番5号）
- ・内 容：
 - (1) 表彰候補者（認定企業）による取組内容、成果発表（プレゼンテーション）
 - (2) スポーツ推進審議会の委員による審査講評
 - (3) 表彰状授与及び記念撮影 など
- ・その他：式典は公開で実施するとともに、別途、市の関連ウェブサイト等で公表します。



よくあるご質問

対象となる運動・スポーツは？

P3

競技スポーツだけでなく、ユニバーサルスポーツ、体操、階段昇降、ヨガ、ストレッチなど、勤務時間に事業所内で気軽に簡単に行える取組を含みます。

名古屋市におけるスポーツ

身体を動かす遊びやレクリエーション、健康づくりなども含め、スポーツへの自発的な参画を通して人が「楽しさ」や「喜び」を感じることができるもの

従業員数が10人未満の中小企業ですが、申請することはできますか？

P3

名古屋市内に事業所があれば、中小企業基本法に定義されている中小企業であっても、申請いただけます。

業種も問いませんので、製造業、飲食業、サービス業など、法人登記をされている企業であれば申請いただけます。

本社（本店）は他市にあり名古屋市には営業所（支店）があります、申請できますか？

P4

申請単位は、事業所単位ですので、名古屋市に営業所（支店）があれば、申請いただけます。

また、大学や専門学校等の学校法人については、名古屋市にキャンパスや学舎があれば、申請いただけます。

申請はオンラインでしかできないですか？

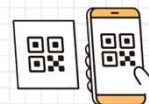
P4

本市では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の観点から、電子申請を推奨していますので、専用の申込フォームから、電子申請をお願いします。

ただし、次に掲げる電子申請により難い特別な事情があって、本市の承諾を得て、紙の申請書に必要書類を添えて提出することができます。

- ① 電子情報で入力する通信環境がない又は入力困難であるとき
- ② 入力画面に不具合が生じたとき
- ③ 天災等の事由により、通信環境が不通又はと絶しているとき
- ④ その他本市がやむを得ないと認めるとき

【申請フォーム】



学生も対象ということですが、運動・スポーツ系科目の履修完了をもって申請できますか？

P4

本事業がなくても、既に大学等の履修科目として存在するものをもって申請はいただけません。学部自体がスポーツ系の学部である場合も、それだけの理由をもって申請はいただけません。

あくまで、本事業の目的は、20歳以上の市民のスポーツ実施率の向上であるため、たとえば、大学の3年次（20歳）以上の学生を対象に、別途、新たな運動・スポーツのプロジェクトをキャンパス（又は大学）単位で実施した場合、新たに3年次に本事業の目的達成のための履修科目を設定した場合などは、申請対象となり得ます。

申請に当たり、従業員の参加人数の基準はありますか？

P4

参加人数の基準はありません。もともと従業員が法人の代表者を兼ね、1人である企業も、「従業員に運動・スポーツ機会を提供する」という本事業の趣旨に鑑み、申請いただけます。

本市は数値目標として、20歳以上の市民が、週1回以上、スポーツを行う割合を市民全体で70%、障害者40%としているため、事業所、営業所又はキャンパスなどを単位とし、その数値目標を超える参加がある取組を特に推奨します。

名古屋市の主催する運動・スポーツのイベントへの参加をもって申請はできますか？

P4

本事業の位置づけは、企業が実施主体となり、従業員を対象に実施する運動・スポーツの取組を市が認定・顕彰する事業となるため、本市を含め、他の実施主体が行う運動・スポーツへの参加（スポーツボランティアへの参加を除く。）をもって申請はいただけません。

既存の取組やクラブ活動も対象となりますか？

P7

募集期間内に行った取組であれば、例年行っている企業が従業員に対して行っている既存の取組や、自社のクラブ・サークル活動など、名目のいかんを問わず対象となります。

ただし、特定の従業員等に偏らず企業として推進している取組であること、過剰な競争を煽り、又は特定の者を差別若しくは排斥する意図がない取組であることなど、の認定基準を満たす必要がありますので、申請にあたっては認定基準をご確認ください。

自社の従業員で構成するチームがリーグ戦で試合行っていますが、対象となりますか？

P7

自社のクラブ・サークル活動など、名目のいかんを問わず対象となりますが、単に試合の実施を取組として申請するよりも、たとえば、選手である従業員が、他の一般の従業員に対し、運動スポーツ機会を提供するなど、何らか工夫をした取組で申請いただくことを推奨します。

認定メリットやインセンティブはありますか？

P5
~P8

企業が、自社の従業員に対し運動・スポーツを活用することで、従業員の健康づくりや体力づくり、従業員間や部署間での交流や円滑なコミュニケーションづくり、軽運動やレク時間を取り入れることでの業務の生産性向上や質向上などに役立つことが期待できます。

本事業に申請し認定されると、当該取組についてロゴマークの無料使用、**2026名古屋スポーツ推進企業**の標ぼうといった広報面でのメリット、市主催のスポーツイベントなど各種情報を、随時提供しますので、従業員の継続的なスポーツ参画機会の創出につながります。

また、認定された企業のうち、本市が特徴的な取組を選定させていただき、別途、「発表会・表彰式」を行い顕彰しますので、さらなる広報メリットや企業のイメージアップといったメリットも考えられます。

ぜひ、「名古屋市はスポーツが盛んなまち」という都市ブランドとともに、スポーツを通じて、多様性を尊重し合う「共生社会の実現」に向けて、一緒に取り組みましょう！

複数の取組を申請することは可能ですか？

スポーツの実施率が低い「働き世代」の運動・スポーツへの参画や習慣化のため、企業が従業員に対して行った運動・スポーツの取組を認定・顕彰するものですので、一企業が複数の取組を申請することは可能です。

※企業、営業所、事業所又はキャンパス単位で申請可能です。

従業員のボランティア参加でも申請・認定されますか？

基本的には従業員が行った運動・スポーツの取組が対象となります。

しかしながら、「ささえるスポーツ」として、市内で行われるスポーツイベントや大会へのボランティア参加も、個人的な参加を除き、申請いただき、認定対象となります。

※従業員や学生の理解促進のため、障害者スポーツ等へのボランティア参加を希望される場合、ご相談に応じることも可能です。

国・本市の関連事業

スポーツエールカンパニー : スポーツ庁

スポーツ庁は、従業員・大学生等の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている団体を「スポーツエールカンパニー」として認定しています。

URL : <https://sportinlife.go.jp/>

健康経営優良法人認定 : 経済産業省

経済産業省は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する優良な取り組みを行う法人について、「健康経営優良法人」として認定しています。健康経営の取り組みは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されます。また、補助金申請時に優遇措置が受けられたり、融資で優遇利率が適用されたりするしくみもあります。

URL : <https://kenko-keiei.jp/>

なごや健康経営支援プロジェクト「N健」 名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

名古屋市が中小企業の健康経営の取り組みをサポート！

現状のヒアリングやアセスメントを行い、名古屋市や市のパートナー企業からの支援メニューを原則無償で提供することで、健康経営優良法人（中小規模部門）の認定取得を目指します。（※ヒアリング・アセスメントについては令和8年8月までに規定の支援数に達した時点で締め切りとなります。）

URL : <https://nagoya-kenko-keiei.com/>

事務局（お問い合わせ） ※土日祝を除く午前9時から午後5時まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興課

〒485-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

【電話】052-972-3262 【E-mail】a3262@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

第20回アジア競技大会 ▶2026.9.19-10.4 第5回アジアパラ競技大会 ▶2026.10.18-24

